

〔五〕 制服・制帽規定の現状と問題点

徳井輝雄 小幡正躬 米田閨一 高須 明
都築 享 米山 誠 桂川陽子 白井 宏
松本青也 児嶋文寿

要 旨 われわれの研究の目的は、制服・制帽問題をどうとり扱うかにあった。この小論では、高校生をとりまく教育全体の中での位置づけ、すでに自由化をしている他校の状況、本校の状況、さらに制服・制帽制度の歴史、米国の高校での服装規定の実例などについて述べる。

まえがき

現在、後期中等教育における主要な問題点の一つに生活指導の問題がある。いわゆる受験体制の中で、ともすれば生活指導は進路指導と混同され、この面での学校全体の計画は、従来から軽視されてきたといえる

このような中で、とくに、45年度、大学に起り、又高校に波及した、いわゆる「学園紛争」は、「世代の断絶」という言葉でいいあらわされたように、「親子」そして、学校では、教師と生徒間の断絶を大きくクローズアップさせた。従来の教育体制のままにあった高校が大きく揺り動かれ、教師は、その波及をくいとめるのに精一杯であった。

それ以後、高校の生活指導は——例えば愛知県においても多くの学校が制帽をかぶらない生徒に対して、学校の方針を示すことなく、あいまいな態度をとってきているように——生徒の出方をうかがうようなものとなり、教師は、生徒に対するはっきりとした教育的な要求をつきつけることができなくなってしまい、実

質的には放棄に近い状態となりつつあるように思われる。

このような中で、一方では、生徒の無軌道な行動は増加し、また一方では、教師に対して、自信をもった生徒指導を望む声が生徒の中からも高まっている。私達は、このような状態を打開すべく、高校における生活指導のあり方を、現在、具体的に問題となっておりまた、生徒達が問題としつつあるものに対して、明確な見解を明らかにしていくという立場に立ち、高校において現在、放棄の状態に近い生活指導を回復すべくこの共同研究に取組んだ。

以下、この研究の目次を示す。

- 〔Ⅰ〕 高校生問題と制服・制帽問題
- 〔Ⅱ〕 本校における制服・制帽問題の状況
- 〔Ⅲ〕 愛知県内の制服・制帽の実状
- 〔Ⅳ〕 他府県の状況 ——東京都を中心にして——
- 〔Ⅴ〕 米国の状況と、日本の制度史にみる規定と問題点

〔Ⅰ〕 高校生問題と制服・制帽問題

制服・制帽問題が、高校生の問題意識の中でどういう位置を占め、現在の教育環境の持っている問題点とどのような関係にあるかを、まず考えてみる必要がある。

1. 高校生の現状認識

高校生問題を考える出発点は、高校生が、学校を、教師を、人生をどう思っているか把握することにある。そこで本校高校生を対象にして、彼等がどのような現状認識を持っているか、アンケート方式により調査した。

(イ) 本校高校生のアンケート結果

(詳細は〔Ⅱ〕の資料参照)

自分のおかれている立場や環境に対して、よく思っている者は少なく、「けわしい崖のふち」「ほとんど身動できぬ牢獄の中」という比喩的な表現であらわされているような圧迫感を持つ者が多くいる。いっぽう快適な温室の中というようなあきたらなさを抱く者もいる。

悩みや不満は、勉学・受験・対人関係に関するものが圧倒的に多い。

彼等が生き生きとする時は、学校生活では、友人としゃべっていたり、クラブをしたりという対人関係にあり、学校生活の外では自分の好きな趣味をしているときである。

彼等にとって学校とは、友達としゃべる場、大学へ

の準備をするところ、知識を得るところ、と考えているようだ。また教師は、「小言をうるさくいう」「赤の他人」であるようだ。

制服問題は、ここにあらわれた限りでは、ある程度の関心を示す対称にすぎない。

(口) 政治・社会に関心を示す生徒の問題意識

問題の所在をさらに鋭くするために、政治や社会問題に関心を示した生徒達、すなわち、1969年から1970年にかけて起った学園紛争で、学校教育に対して鋭く迫った生徒達の主張をみってみる。

本校学校新聞(1971年7月14日付)には、「何故勉強するのか……大学入試と割り切れるのか……自分の生命を大切に考えるあまり、生の本質を見失ってしまうなんてことは……」と述べられている。すなわち喰う為にだけ追われ何ぞ喰うのか、何の為に生きるのかということをおぼえているというのである。

東京の工高校生は、現代の教育は、一個の商品としての人間を作るにすぎない。われわれは、職業とは何か、働くとは何かということを教師と語り合いたいのだと叫んでいる。

さらに九州の伝習館生も、「先生と生徒が、心の底から、親子のように、兄弟のように話すことのできるをして、うそのない本当の人間が生きることのできる立派な学園にしたい」といっている。

これらの生徒の関心は、より根源的なものに向けられ、(イ)の場合と同様に、服装問題は小さなことなのである。すなわち、人生とか、働くとはとかいうような事柄について教師と語り合い、共に考えたいと思っている。これを避ける時、学校や教師への不信があらわれる。

したがって制服問題も、教師がこれをあいまいにしようとする時には、生徒・教師間の信頼問題となる。たとえば先の(イ)での同じアンケートで、制服問題における学校側の態度について質問したところ、学校側はあいまいで、にえ切らず、中途半端で、問題を避けており、ひきょうだという形で表われている。

問題意識をもっている生徒にとっても、あまり持っていない大多数の生徒にとっても、制服問題はそんな

に大きな比重は占めておらず、それよりも勉学、入試友人や教師などとの対人関係に関心を持っている。しかし、たとえ一部の生徒の提起にせよ、この服装問題がとりあげられ、それを通じて、学校や教師の役割りに疑問と不信をもつに至ったとき、これは大きな比重を占めてくる。

2. 現教育制度下における制服・制帽問題

今の教育状況は、先の中教審答申が既に実施されているとみてよい。教師の自主性は奪われ、教師同志の内部分裂を狙う人事管理が強化されていく中で、それがそのまま生徒へのしめつけにつながっていく。

高校の多様化と能力主義は、学校間の格差と、大多数の無気力な生徒を作り出す。これらはまた、学校や教師への不信感を作り出す。教師への管理者からのしめつけは、生徒への管理強化へとつながっていく。ある工高では、制服制度がよく守られていることが、大会社への就職率をよくしているという。心まで制服化された「人材」を企業は喜ぶのである。

このような状況下にある制服・制帽制度は、差別や自主性制限の具体的なあらわれとしての側面を強く持っている。これらは敏感に生徒にとらえられ、こんな服など着たくない‘着せられている、という気持ちをおこさせている。

一方選別の日常化は、生徒・教師間の信頼関係が生まれにくい状況を作りだしている。

これら二つの状況が、一たん服装問題が提起されるや、日頃関心のあまりない生徒へもアピールしていく原因になっている。

したがって制服・制帽問題は、制服・制帽が差別や自主性の制限的意味を持たない状況、すなわち、中教審路線が改められるとき、さらには、中教審路線を要求するような社会的・政治的状況が改められたとき、解決されるだろう。また教師と生徒がそれに向って共に歩むとき、少なくとも生徒・教師間では、霧散してしまうだろう。

〔Ⅱ〕本校における制服・制帽問題の状況

1. 最近2～3年間の本校生徒会(高校)の概況

制服・制帽問題に入る前にまず最近数年間の生徒会活動を概観しておきたい。

43年度 秋頃より急進派生徒の活動が活発化、表面

化するとともに、他校・大学・外部団体の運動とのつながりも生じる。

44年度〔前期〕生徒会執行委員長選挙は、共闘派候補と顧問のテコ入れで立った対立候補の二者が立ち、後者が当選する。

〔後期〕共闘派候補が、クラブ全員加入制撤廃、

制服・制帽の廃止などを公約にして立つ。信任投票（対立候補者のない場合は、規定により、信任投票を行ない、 $\frac{2}{3}$ 以上の信任を必要とする）の結果、 $\frac{2}{3}$ の信任は得られず、落選したが、かなりの支持を得る。結局、顧問の強力な示唆で常識派執行部が成立する。共闘派生徒は校内で結束力を強めるとともに、対外活動にも参加する。文化祭のプログラムの件でトラブル起きる。45年2月11日「全闘委」が校内で集会を開き、「2・11事件」起こる。この事件はその後に大きな影響を与える。45年度〔前期〕前回信任されず落選した生徒が、制服・制帽の再検討、クラブ全入制の再検討など6項目の公約をかかげて立ち、当選する。しかし批判票多く、「全闘委」の色彩をうすめた執行部となる。3年生議員のいやがらせで予算案成立に手間どる。制服・制帽問題には6月より着手したが、性急な改革は望み得ない全体的ムードの中で、進展を見ないまま夏休みに入り、結局、時間切れで、この問題はうやむやのうちに任期を終る。生徒会の枠の中で全体の生徒をひっぱって行くことのむつかしさをさとってか、委員長は途中で少なからず意欲を失なったようである。〔後期〕「全闘委」の動きは後退し、一般生徒の無関心状況強まる。執行委員長の立候補者なし。間接制で、穏健派委員長が誕生したが、取りたてていうほどの活動をしないまま任期を終る。（詳しくは、本校紀要14～16集を参照されたい）

2. 本校(高校)における制服・制帽問題

制服・制帽については、数年前よりHR討論のテーマや教官の間話にはなっていたが、あまり問題化しなかった。生徒会執行委員長が公約にかかげ、それに沿ってある程度の活動をしたことは前述の通りである。

44～45年度には、制服・制帽問題について、各クラスや縦割り（例えば、1年A組と2年A組合同というような形の）HRなどでの討論が行なわれたりしたが、強い関心を持つものはごく一部であった。

昨年度末（46年3月）「全闘委」系である生徒協議会議長がリーダーシップをとり、3月9日～10日の生徒協議会において、「3月13日の第3～4限に、制服・制帽問題について討論するため生徒総会を開く」ことを要求する決議をした。生徒会顧問に無断で協議会を開いたため、この決定には生徒会顧問が立会っていない。

教官会議は、顧問が出席していなかったことを理由としてこの決議を無効とし、多面的角度から再審議することを生徒協議会に要求した。

12日の生徒協議会において、「16日に授業2時間をさいて、①制服・制帽問題、②金大戦問題を討論するため生徒総会を開く」ことが決議され、教官会議は19日の第5～6限に生徒総会を開くことを認める。

この集会においては、生徒の手により、制服・制帽の長所短所をそれぞれ箇条書きした資料（全校生徒へのアンケートをまとめたもの）が用意され、それを参考に賛否両論をたたかわせる形で討論が進められたが、性急ではなくじっくりと検討し対処していこうという慎重論が主流を占めていた。しかし、終り近くになって、「5月1日より1ヶ月間実験的に制服・制帽を廃止してみて、その結果考える」という案が出され、制服・制帽廃止賛成派の議長がこれにとびつき、十分な検討もなしにこの案が賛成多数で通ってしまった。しかし、議長の手際の悪さもあって時間をとり、そのころには第6限がとくに過ぎており、採択以前に途中で退場してしまったものも多かった。結果は、定数180、在員188、賛成95、反対93であった。

教官会議でこの件を協議の結果、次のような内容を各担任よりHRで生徒に伝えるとともに、生徒会執行部、議長団へも顧問を通じて伝えたが、生徒側も16日の審議の不充分さはわかっており、ごく一部を除いては生徒の反発はなかった。

①16日の生徒総会の議決が民主的手続きに従って行なわれたことは認める。従って、この議決は一応有効と認めるが、賛成95は全体の生徒の $\frac{1}{3}$ 強にすぎずこれを全体の意向とするには疑義がある。

②教育的実験は、十分な見通しをもった上で実施すべきであって、ただやってみてから考えるという具合に安易に実施すべきではない。

③この問題についてまだ十分な討議がつくされていとは思われない。こうした問題は、もっと時間をかけ、論議をつくして多面的に考え、慎重に判断すべきである。HRその他で充分討論し、その後再審議することを望む。

一方、教官側としても、制服・制帽問題について教官会議・研究会議において数回にわたり検討したが、制帽は自由化するという方向にほぼ一致をみた。制服については、まとまった結論が得られなかったが、現状では直ちに廃止に踏み切るには問題があるという意見が主流であった。

こうした状況のうちに春休みに入り、新学期を迎えることになった。

46年度に入って早々、実際には守られず黙認の状態にあった制帽の着用を「任意」（実質的な自由化）とし、制帽を着用しない場合はバッジ（襟章）⁽³⁾を着用させることに教官会議で決定し、生徒に伝えた。いつまでも現状を続けることは生徒指導上悪影響があると判

断したからであった。

46年度前期生徒会は、穏健派候補が次の公約をかかげて委員長に立ち、信任された。

- ① 金大戦は専門委員会を設け再開の方向で検討する。
- ② 制服・制帽問題も専門委員会を設けてじっくり検討していく。
- ③ 生徒会・委員会・HR相互の連絡を円滑にする。

金大戦は、金沢・名古屋両校の一応の合意が成立し再開されたが、制服問題は、金大戦関係の仕事に忙殺されて、専門委員会設置を決定はしたが、具体的進展を見ないまま、委員長の任期切れになった。

後期は、常識派候補と虚無派候補が立ち、わずかの差で前者が当選したが、3年生議員にいびられて協議会の承認が得られず、ようやく新執行部が成立発足したのは11月5日であった。そして、遅ればせながら、前期執行部の方針を受けついで、制服問題専門委員会の委員を選任し、その活動を開始した。

- (1) この事件は、3年生卒業後のことであるため、1・2年生のみが関係し、3年生は無関係である。
- (2) 金沢大学教育学部付属高校との交歓競技会のことを校内では俗に金大戦とっている。既に10年以上の歴史をもつが、昭和45年度は都合で中止された。種々の事情があり、この存廃が問題となっていた。
- (3) バッジのデザインは生徒から公募し、その中の一番優れたものに美術教官が多少手を加えて決定した。46年度3学期より使用。

3. 制服問題等に対する本校(高校)生徒の意識

われわれは、制服問題等についての生徒の意識を調査するためアンケートを実施した。その結果は資料1に示す通りであるが、それにもとづいて「名大附高生像」をスケッチしてみよう。

彼らの多くは圧迫感や不満をいだいており、自分の置かれた立場や環境に満足している者は少ない。

そうしたムードの中で、成績のことを心配し、恋愛問題や友人関係に悩み、親の無理解をなげき、学年が進むにつれて大学受験や将来に対する不安に打ちひしがれていく。

そして、音楽を聞くなど自分の好きなことや趣味をしているとき、友達としゃべったり、恋人と一緒にいるときに一番生き生きとするが、他方、「生き生きとするときなんかいない」者もいる。

目標や理想がなく、自分の将来のことは考えても見当がつかない。

従って、学校は友達としゃべる場、単なる大学進学

のために必要な知識を得る場所であり、彼らの多くにとって教師は必要な知識を与えてくれるあかの他人にすぎない。

「生徒心得」などの規則はあってもなくても同じであり、不必要ですらある。

大多数(約85%)が学校へ来るとき以外は制服を着ない。

多くは制服問題にはある程度の関心を持っているが強い関心を持っている者は全体の1割足らずである。賛成、反対、及びどっちつかずの者がそれぞれよく似た割合であり、賛成者の中には改良派が(特に女子に)多くいる。

この問題について両親と話し合ったことがある者は半数足らずであり、両親のほとんど全部が、経済的であり、学生らしいという理由で制服に賛成である。

この問題の解決の方向として、多くの生徒が話し合いによって解決していくことを望んでいる。

学校側の態度については、多くが、あいまいである、中途半端で煮え切らない、卑怯だ、生徒を無視しているなど否定的な評価を下している。(われわれ教官の態度をはっきりさせる必要がある)

4. 制服問題解決の方向

制服・制帽問題は、他稿において論じられているごとく、単なる風俗問題ではなく、実は、学校社会の規範をわれわれ教師や生徒がどのように考えるかという高校教育の核心的な部分にふれる問題である。われわれは、学校教育における制服・制帽制度は廃止されるべきものであり、恐らく遠からず廃止されるであろうと考える。

しかし、本校の現状は、生徒のアンケートに見られるごとく、制服についてよく考え話し合い、本質を見極めた上での賛成ないし反対はきわめて少なく、ただ表面的・惰性的・感情的・付和雷同的な賛否が多い。そして他方に多くの無関心層が存在している。

こうした状況下にあって、われわれはいかなる方針で進むべきであろうか。

生徒の要求をうまく外らし、はぐらかしてしまったり、あるいは力づくで押えつけることも可能かも知れないが、そのいずれも教育的ではないし、言葉の真の意味での解決とはいえないであろう。

また、生徒の要求が高まり問題がエスカレートする前に、こちらで生徒の言い分を先取りして与えることも考えられよう。しかし、これは言わば裏返し管理主義的発想であって、教育的に正しい解決とは思われない。こうした形での「解決」は、生徒をますます無気力無関心にし、退廃ムードを助長するばかりである。

われわれは、制服の是非、利害得失、本質を徹底的

に話し合い検討して、納得の上で新しいルールを確立する方向で解決して行くのが正しい解決であると考え。その際、生徒同志の話し合いは勿論、教師集団内の話し合い、親集団内の話し合い、及びそれぞれの集団間の話し合いが重要であると考え。そして、この問題の解決の過程を通じて、民主的な話し合いの重要性を再認識させるとともに、こうして決定されたことは必ず守り、実行する力をつけるよう指導して行きたいと思っている。実践力を伴わない知識は何の役にも立たないから。そのためには、全員が自分の問題として真剣に考えた上での決定ではない決定、形式的ないいかげんな決定は、断固として認めず、つっぱねて行くつもりである。われわれは、性急に強引に制服廃止に持って行こうとは思わない。

生徒が真剣に討論し考え努力した結果、それがどうしようもないこと（生徒・学校の力の及ばないこと）だとわかったり、あるいは最初からそれが予想できる場合には、生徒は無力感を味わうだけであろう。しかし、制服問題は、前述のような仕方考え、討論し、決定したことを責任をもって実行させて行くのに好適の問題であると思われる。特に本校の場合は、公立校等の場合と異なり、外の圧力等に影響されないで、本校自身の判断で決定・実行できるという長所がある。

制服問題は大きな問題であり、教官の中にも様々な意見があって、意志統一がまだできておらず、流動的であり、予断を許さぬが、どういう決着をみるにせよ制服問題という具体的な、生徒に身近な問題の指導を通して、それを突破口として生徒の無気力無関心状態を打破し、生徒・生徒会指導の再建をはかるべく努力している。

制服・制帽問題については、現3年生が（一部ではあるが）熱心であり、ラジカルであったが、3年生になって受験勉強に関心が移るとともに、卒業が近いということもあって、関心を示さなくなった。2年生はもともとあまり積極的ではなかった。1年生はほとんど何も知らない。こうして、現在は、大多数の生徒が制服問題について積極的な関心を持っていないように思われる。こういう状況では、制服問題は自然消滅してしまう恐れ（？）もある。

制服問題はじっくりとした取組が必要ではあるが、ある程度の期間（1～3年）で結論を出す必要があると思われる。生徒は毎年½ずつ入れ代っており、3年たてば、全部が入れ代ってしまうわけであるから、成果の積上げ（新入生への伝達など）をきちんとやって行かないと、サイの河原のごとく毎年同じことのくり返しになってしまう。それには、縦割HRなどを有効に活用させたい。

上述のように、制服問題に対する一般の関心は現在低い。が、制服問題専門委員会が中心となって、制服のない学校や最近制服を廃止した学校にアンケートを依頼するなど、地道な努力を続けている。

5. 本校中学における制服問題について

中学校（名大附中）においても高校の影響を受けて生徒の間にクラスの討議題として取り上げられるようになってきたのは昨年度の後半（45年10月）からである。またもう一つの大きな原因として女子の夏季の制服のデザイン等の面で余り活動的でない点や中学生らしくない点が女子生徒のみならず父兄の間からも強く指摘されたことも上げられる。それに関連して問題になることは本校生徒会活動を代表するものとしてここに数年来、朝のラジオ体操を運営してきているが、その際女子の制服とラジオ体操が生徒議会でも大きくクローズ・アップされ、そこで女子の制服改良かラジオ体操を廃止かという二者択一をせまられるという瀬戸際まで追い込まれたが、その問題は各クラスの意見がまとまらず今日におよんでいる。

話が飛躍してしまったが、すでに述べてきた内容から判断出来るように、男子生徒の意識としては、どうであったか、それは女子生徒のように一部改良をするという意見も多かれ少なかれ出ていたが、生徒各自が当面の問題として深く掘り下げていくというところまではいたらなかった。

年度が新しくなつてこの6月（46年）新執行部がこの問題をかかなり積極的に取り上げ、各ホーム・ルームの意見を集約した。その結果は各クラス共制服改良に賛成という意見がやや多く、その意向にもとづき、更に委員会を組織して細部にわたる検討を重ねていくことが決議された。

それから直ちに、委員会がアンケートを行なって集計した結果、男子で制服に不満無しと答えたものが60%、不満有りと答えたものが40%、女子は不満有りと答えたものが77%、不満無しと答えたものが23%であった。

アンケートの結果にもとづき男子の制服については不満を感じていないという生徒が多数なので現状維持で行く。女子の制服については不満を感じている生徒が多数なので今後生活委員会の方でデザイン改良なども含めて検討していくということになった。

その後、前期の生活委員会で十分な検討がなされないうまま後期の新役員に引きつがれてきた。今年度も終わりに近づいて来て新役員が前回よりもさらに具体的なアンケートを試みた結果（もちろん、このアンケートは女子の夏服に限ったものであるが）かなり細部にわたって改良すべき点が指摘された。しかし全般的に

制服・制帽規定の現状と問題点

制服に対する生徒の関心は薄れてきているようであるが、中学の段階では、ここまでが精一杯の成果である。今後に残された課題はわれわれ教師の側により大きいものが有るように思われてならない。

資料1 制服問題等についてのアンケートとその結果

実施期日 46年7月（1年生は10月）

調査対象 各学年1クラスずつ（3年は合併クラス）

〔1年生45名（男25，女20），2年生45名（男27，女18），3年生45名（男22，女23），合計135名（男74，女61）〕

1. あなたは今どこにいますか。

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ けわしい崖のふち	2	2	4	5	2	7	2	6	8	9	10	19
ロ 快適な温室の中	6	3	9	7	4	11	5	4	9	18	11	29
ハ 一刻も油断できぬ戦場	5	1	6	2	2	4	0	2	2	7	5	12
ニ 社会から隔離された実験病棟	0	0	0	3	0	3	3	1	4	6	1	7
ホ ほとんど身動き出来ぬ牢獄	1	1	2	4	3	7	4	0	4	9	4	13
ヘ 強制学習所	2	2	4	3	2	5	2	1	3	7	5	12
ト その他（ ）	8	7	15	6	4	10	13	4	17	27	15	42

2. あなたの現在の一番大きな不満・悩みごとは何ですか。（選択肢なし）

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 学習・成績に関するもの	4	8	12	5	5	9	6	5	11	14	18	32
ロ 受験や将来への不安	1	1	2	2	3	5	6	6	12	9	10	19
ハ 恋愛問題	1	1	2	1	0	1	6	1	7	8	2	10
ニ 友人関係	1	3	4	3	0	3	0	2	2	4	5	9
ホ 家庭・親	3	2	5	3	0	3	1	2	3	7	4	11
ヘ 自己の性格的身体的欠陥	2	1	3	3	0	3	1	2	3	6	3	9
ト 無気力	2	1	3	1	2	3	0	1	1	3	4	7
チ その他	5	1	6	2	3	5	2	0	2	9	4	13
リ なし（無記入をふくむ）	8	4	12	8	6	14	1	6	7	17	16	33

3. あなたが一番生きいきとするときはどんなときですか。（選択肢なし）

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 自分の好きなこと、趣味などをして いるとき	7	4	11	6	6	12	7	7	14	20	17	37
ロ 友達としゃべっているとき	3	5	8	3	4	7	2	1	3	8	10	18
ハ 恋人といっしょにいるとき	1	2	3	1	0	1	1	5	6	3	7	10
ニ 勉強、テストなどができて成功感 を持ったとき	1	2	3	4	0	4	0	2	2	5	4	9
ホ クラブ活動をしているとき	3	2	5	2	0	2	2	0	2	7	2	9
ヘ 生きいきとする時などない	1	3	4	4	2	6	2	4	6	7	9	16

ト 読書しているとき・勉強しているとき・授業中	0	3	3	0	0	0	2	2	4	2	5	7
チ その他 ()	7	2	9	7	5	12	5	5	10	19	12	31

4. あなたは自分の遠い将来について。

	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ まったく考えたこともない	1	0	1	1	1	2	1	1	2	3	2	5
ロ 考えても見当がつかない	19	14	33	9	11	20	8	14	22	36	39	75
ハ こうなっているだろうと思う。 それを()の中へ書いて下さい。	5	6	11	16	5	21	13	8	21	34	19	53
無回答	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2

ハと答えたものの内わけは次の通りである。

	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(イ) 平凡なサラリーマン・主婦	1	1	2	2	1	3	1	3	4	4	5	9
(ロ) 具体的な職業を答えたもの (例. 医師, 高校教師など)	1	2	3	2	0	2	4	1	5	7	3	10
(ハ) 生き方を答えたもの ※	1	3	4	4	0	4	3	3	6	8	6	14
(ニ) その他	2	0	2	8	4	12	5	1	6	15	5	20

※ (例. 恐らく徴兵拒否で牢につながれているだろう。あるいは牢につながれる勇気がなく自殺しているかも知れない)

5. あなたにとって学校とはどんなところですか。

	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 友だちとダベる場	10	8	18	8	7	15	12	19	31	30	34	64
ロ クラブをやるところ	4	3	7	3	1	4	3	8	11	10	12	22
ハ 大学への準備をするところ	7	2	9	6	3	9	7	18	25	20	23	43
ニ 知識を得るところ	12	10	22	7	5	12	14	20	34	33	35	68
ホ 真剣に生きる意味を考える場	2	2	4	1	1	2	1	2	3	4	5	9
ヘ 家庭から逃げるための場	1	0	1	2	0	2	3	7	10	6	7	13
ト その他 ()	5	4	9	12	4	16	1	6	7	18	14	32
無回答	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	2	3

6. あなたにとって教師とは何ですか。

	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 人生の師	5	2	7	1	1	2	4	1	5	10	4	14
ロ 友だち	3	2	5	4	3	7	2	1	3	9	6	15
ハ ティーチングマシーン	12	7	19	10	2	12	11	8	19	33	17	50
ニ 小言幸兵衛	1	1	2	3	1	4	1	0	1	5	2	7

制服・制帽規定の現状と問題点

ホ あかの他人	11	4	15	7	8	15	11	9	20	29	21	50
へ その他()	2	3	5	6	4	10	6	3	9	14	10	24
無回答	1	0	1	1	1	2	0	1	1	2	2	4

7. あなたは「生徒心得」(例えば生徒手帳にのっている)のような規則についてどう思いますか。
その理由()

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 必要である	2	10	12	6	4	10	3	8	11	11	22	33
ロ どちらでもよい	10	7	17	14	12	26	10	10	20	34	29	63
ハ まったく必要ない	13	3	16	7	2	9	9	5	14	29	10	39

その理由をあげていないものが多いが、主なものは次の通りであった。

〈必要である〉としたものの理由

- 規律や自己反省のない自由、みだれた自由は真の自由と思えない (8)
- 全然ないと困る・不安である (13)
- その他 (3)

〈どちらでもよい〉としたものの理由

- 必要な規則と必要でない規則がある (10)
- あってもなくても同じである (9)
- 個人の自由・本人しだいである (7)

◦実際に守られないから (3)

◦常識的なことしか書いてないから (3)

◦その他 (3)

〈まったく必要ない〉としたものの理由

- 規則で決めなくても自分で責任をもてばよい(6)
- くだらない・ナンセンス (3)
- あってもなくても同じである (2)
- 常識的内容が多い (2)
- 規則があれば破りたくなり、なければ規則らしきものが出てくる (2)
- その他 (2)

8. あなたは帰宅後、休日等に外出するとき制服を着ますか。

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ たいてい着る	1	0	1	3	1	4	0	0	0	4	1	5
ロ 着たり着なかったり	2	3	5	6	1	7	1	2	3	9	6	15
ハ ほとんど着ない	21	17	38	14	14	28	14	19	33	49	50	99
※ニ 決して着ない	1	0	1	4	2	6	7	2	9	12	4	16

※ 選択肢はイ、ロ、ハの三つであったが、ニとして「決して着ない」などという項目を追加して答えたものがあった。

9. あなたは制服問題について。

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 強い関心をもっている	3	2	5	6	1	7	1	0	1	10	3	13
ロ ある程度の関心をもっている	16	16	32	7	11	18	11	15	26	34	42	76
ハ ほとんど関心がない	6	2	8	8	1	9	5	6	11	19	9	28
ニ まったく無関心である	0	0	0	6	5	11	5	2	7	11	7	18

10. あなたは制服に賛成ですか反対ですか。またそれはなぜですか。

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 賛成	7	13	20	6	3	9	2	6	8	15	22	37
ロ 反対	9	1	10	9	5	14	8	10	18	26	16	42
ハ どちらでもよい	9	5	14	11	10	21	12	7	19	32	22	54
無回答	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2

その理由をあげているものについては次の通りである。

<賛成>

- 学生らしい(9)
- 何を着るか迷わなくてすむ(5)
- 制服に愛着があるため(3)◦ カッコいい(2)
- 経済的である(2)
- 統一がとれる(5)
- その他(4)

<反対>

- 着心地がよくない
- 自由の制限(6)
- 押しつけはいやである(4)
- ナンセンス(3)
- 画一化・個性が失なわれる(3)
- その他(3)
- <どちらでもよい>
- 本人しだいである(6)
- 固苦しい(2)
- その他(2)

11. あなたは両親と制服問題について話し合ったことがありますか。

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ ある	8	11	19	18	10	23	5	10	15	26	31	57
ロ ない	17	9	26	14	8	22	17	13	30	48	30	78

12. あなたの両親は制服に賛成ですか、反対ですか。またそれはなぜですか。〔11. で「ある」と答えた人のみ答えて下さい〕

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イ 賛成	4	9	13	9	8	17	2	8	10	15	25	40
ロ 反対	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
ハ どちらでもよい	3	2	5	3	1	4	3	2	5	9	5	14
無回答	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2

その理由（理由を書いてない者が多い）

<賛成>

- 経済的である(20)
- 学生らしい(19)
- その他(1)

<反対>

- 進歩的である(1)
- <どちらでもよい>
- 本人しだいである(10)
- その他(4)

13. あなたは制服問題をどのようにして解決していったらよいと思いますか。（選択肢なし）

10. での賛成、反対、どちらでもよいに従って分けてみると次の通りである。

<10. において賛成と答えたもの>

- 改良する方向で(11)〔女子に多い〕
- 全校生徒の話し合いで(7)
- 一定期間の実験後検討(2)
- 生徒が強く望んでいないから別に問題にする必要なし(1)
- なりゆきまかせ(1)
- その他(2)

<10. において反対と答えたもの>

- 直ちに廃止すべし(8)
- 話し合いで解決(6)
- 一定期間の実験後検討(5)
- 生徒に任せよ(3)

- 時がたてばしだいになくなるからどうでもよい(3)
- 生徒会・PTA総会・専門委員会などによって(2)
- その他(2)

<10. においてどちらでもよいと答えたもの>

- 話し合いによって(7)
- なるようになる(5)
- 自由化する(3)
- しだいに廃止する(3)
- 時代のなりゆきに任せる(2)
- 卒業すれば解決する(1)
- やりたいものにやらせておけばよい(1)
- その他(4)

制服・制帽規定の現状と問題点

14. あなたは制服・制帽問題に対する学校側の態度をどう思いますか。(選択肢なし)

10. での賛成, 反対, どちらでもよいの別に分けてみると次のようである。

	賛成	反対	どちらでもよい	合計
イ あいまい・にえきらない・中途半端	6	6	18	30
ロ 学校として当然・割合前向きである・それでよい	5	2	10	17
ハ 真剣にとりくんでいない・さけている・ひきょうだ	2	4	11	16
ニ 生徒の意見を無視している	2	7	2	11
ホ 保守的である	3	3	4	10
ヘ その他 ※	6	4	6	16

※(例, 反応がおそい, 生徒を信用していない, PTA・世間・マスコミなどを気にしている, 生徒よりは真剣にとりくんでいる。)

資料2 「制服廃止の周辺」(46年3月8日「日本経済新聞」より抜萃)

たかが服装, 風俗の問題じゃないか, という意見も多いかもしれないが, A先生が整理した「生徒の主張」をみれば, この服装問題が高校教育のあり方の核心的な部分にふれるものであることがわかるだろう。生徒たちの主張というのは,

①高校生の制服制帽は, 過去においては「高校生としての誇り」「服装が心をただす」「身分の表示」などの, それなりの意義や必要性があったかもしれないが, 現代では形骸(けいがい)化している。

②制服制帽は, 生徒を学校にしばりつけ, 管理, 補導するときは便利だが, それ以外の何の意味もない。

③高校教育の目標が, 集団生活のルールとか社会性を育てることにあるとしても, 制服制帽の自由化がその教育目標に逆行するとは考えられない。

④服装は生徒の個人的好みに属する問題で, そういうプライベートな問題まで規則でしばるのはおかしい

⑤制服制帽は現体制の押しつけ教育を象徴するものである。

こうした生徒の主張からもわかるように, 多くの教師たちには, 服装問題が単なる風俗問題であるとは考えにくいようである。また生徒たちにとっては制服制

帽は第一に, 外の社会に対する「私はまだ学生で, 一人前の独立した人格ではない」ということの表示であり, 第二に, 自分の心の内側に対しては, 伝統とか規律とかの, いわゆる学校社会の規範を, 常に押しつけてくるウサン臭い形式に映

資料3 本校の女子制服



したがって制服制帽問題は, 実は, 学校社会の規範を, 生徒や教師がどのように考えるか, という問題であって, 単なる風俗問題ではないといえよう。いきおい教師の間には, この問題で一步譲ると, 「外堀」が埋められ, 次にまた別の問題を突きつけられて, 「内堀」が埋められ, やがて教育の「本丸」まで生徒に乗り取られてしまいはしないか——という連鎖反応の危機感が生まれてくるのである。

〔Ⅲ〕 愛知県内の制服・制帽の実情

1) 県内高の実態

県立A高校

1969年4月 新聞部問題提起「制服のもつ問題, その必要性について」 集団性, 経済性, 指導面等より制服は必要でないとする。

5月 新聞部主催「制服問題に関する討論集会」

生徒約30名, 職員10数名参加。

L T 2 学年統一テーマ「制服問題」 全体の問題となり得ず。

9月 私服登校生出る。当初私服登校者は10名余であったが, 30名程をピークとして月末頃には立消えとなる。

1970年1月 後期生徒会 運動方針として「制服制度

廃止」をかかげる。

全校集会 全校投票をして結論を出すことを決定。

全校投票 制服制度廃止賛成1029, 反対266。

生徒議会 制服制度廃止決議。

全校集会 学校側統一見解発表「制服廃止は父母の意見や世論をにらみ合わせ前向きで検討する。」さらに職員側は「制服問題委員会」を設けて検討する旨を説明。

全校集会 中央委員会「私服登校」提案
この呼びかけで一時150名程の私服登校者が出る。

P T A 常任委員会 具体的結論出ず。

2月 三者(父母, 教師, 生徒)懇談会 会の成立しないクラス等もあり, 父母の意見を集約できず。

内容の経過と今後の方向

1969年9月段階での制服制帽問題のあらわれ方に(1)生活要求(機能性)からくるものと,(2)政治活動の戦術として使うものとの二つがまざりあって出て来た。

指導方向としては①を主流とする方針をとり, この運動を正規なルートに乗せる方向の指導がなされた。生徒側はこのルートに乗ることにより, 制服自由化が認められるものと解釈した。その結果学校側は「生徒会の服装問題についての決議要求の線は, 我々も前向きで検討し努力したい。しかし, この問題は決議からすぐ実施という方向に直線的に結びつかない難しさをもっている。我々は父母の意見を聞き世論の支持を得なければ失敗に終わるのみである。世論ともをにらみ合わせて進みたい」という内容の見解を発表することとなった。

その後, この問題は通達による限界のため, 生徒側のいらだちを増すばかりで, 未だ解決を見ず, 目下より教育的な指導方法を模索中である。

県立B高校

「黒つめえりにきちんと制帽をかぶった男子生徒, 紺の制服の女子生徒が続々と校門をくぐる。ヒッピー頭, 上着のボタンのはずれた生徒, 帽子を横っちょにかぶる「横着者」は一人もない。スカート丈は長からず, 短からず」(朝日新聞「愛知の教育」昭46年11月1日)

「きちんとした服装でいること, 制服のホックをはずし, 赤いセーターをのぞかせ, 制帽をかぶらずにコートを一ひっかけってくるなどは絶対に許されない。髪をむやみに長くして不潔なかつこうをしていて立派だと

か, そんなことを自由だと考えているようなものは精神構造がもともとおかしいのである」(名大付属高校新聞『進路』第71号昭46年7月14日「ある校風」)

一方は新聞の, 一方は高校新聞の, B高校に関する服装の状況についての記事であるが, 名古屋市およびその周辺における高校の制服状況の中で, この学校が異色の存在であるのは事実である。ただ制服のみならず生徒指導その他における教育自体にも特色をもっているが。

県立C工業高校定時制

1971年2月, 全校投票により, 全校生徒の%以上が制服制度に反対する。これについて, 職員側から(目下審議中であるが)概ね次のような意見が出されている。

(1)集団生活を行なってゆく上では規律が必要であるがそういったものは教師からのものでなく, 生徒から自発的に行なわれなくてはならない。(定時制生徒の実体に即した形で)

(2)自由化になった場合, 遊びムードになり, 勉強がおろそかになる心配がある。

(3)服装に行きすぎが出て来たら, クラス, 生徒会の討議を通じて直してゆく。そういう方向にもって行けるような教師全体が積極的に取り組む必要がある。

④生徒が服装自由化を問題とするその背景を探り, 対処していかなければならない。

これら意見をもとにして今後, 生徒と質疑をかわす中で制服問題の方向を煮つめて行くということであった。

名古屋市立D高校

学校新聞(昭45年3月)による問題提起

制服制度の意義について (1)平等性 (2)経済性 (3)精神を律する, の3点を掲げる。(1)について平等化は個性を無視するものであり, 規格化された商品と同じである。(2)について, 経済的すぎて不衛生であるとし神戸市立のある高校の制服存続論の中から「学校は教育の場である。自由にすると特に女子は贅沢をきそう貧富の差を感じさせないような教育的配慮こそ必要」についての生徒の反論「世の中には貧富の差が厳然としてある。それをごまかすのですか。むしろ貧富の差を認識させるべきでないか」を上げている。(3)制服を強制されることにより, 高校生としての権利や自覚を押しえられている者が精神を律することは出来ない, と制服制度の意義を批判している。

そして制服問題の的は(3)にあるとして, 制服を取り除くことにより, 人間性がよみがえってくるのだと呼びかける。現状については「首の自由がききにくく,

授業中など学習しにくい」とか「首がいつも赤くはれてしまう」等の理由により、ふしだらなようであるがホックやボタンを外しているのだと身だしなみの悪さを理由づけている。昭47年1月15日付の学校新聞では制服について、経済面と着用目的の面から取りあげている。制服は質素なものとするが、学生服は仕立や生地からみて高級品に類する。着用目的については、学校では「外出の際はなるべく制服で」という指導をするが、機能性、おしゃれをしたい心理、さらには学校からの解放感を味わう等の理由で実際に着用して外出する生徒はほとんどいないと批判している。

名古屋市立高校の場合、名古屋市の教育委員会では制服制帽について通達を出していないが、「標準服」を設けており、これに準ずる服装を各校が定めている。しかし現実には守られず、市立各校とも帽子着用は極少数であり、服装についても、規定外の者がかなりの数にのぼっている。ただ県の場合と異なるのは「通達」がないので、各校が実情に即して、弾力的に指導を行ない、したがって服装問題が生徒議会の主要なテーマに上っていないことである。

県内全対の制服及び制帽の概況

(資料1)

高等学校生徒の服装について

高等学校生徒としての品位を保ち、しかも経済的にして簡素な服装を制定することは、学校生活を明朗にさせるとともに学校に対する愛着と誇りをもたせ、生徒指導上は勿論よき校風の樹立の上にも寄与するところ多大であると考えられる。すでに各学校においては高等学校にふさわしい服装を規定してその励行にあたっていることと思うが、今回次の如く生徒の服装についての基準を設けることにしたから各学校においては、この基準にもとづいて各学校に適した一定の服装を定め、通学の場合はもとより外出の場合においてもこれが着用及び禁止事項の励行方につきよろしく指導を願いたい。

記

1. 服装についての基準

(1) 男子の制服

冬服 服地はサージ、色は黒又は濃紺
上衣 ズボンとも同じ色

夏服 木綿の霜降

上衣なしの場合は白無地の開襟シャツ
ズボンの色は黒又は濃紺、霜降、白無地

(昭和28年3月12日教第87号)

(2) 女子の服装

冬服 服地はサージ、色は黒又は濃紺
型はセーラー服又はジャンパースカート

夏服 上衣としてセーラー型又はブラウスを採用の場合は色は白無地
スカートは冬服と兼用

2. 制帽、通学服についての基準

(1) 制帽

男子 丸型学生帽

女子 夏の帽子を採用する場合は女子生徒にふさわしいもの

(2) 通学靴

黒の皮靴、ズック靴、ゴム靴、型は短靴、雨靴

(3) 禁止事項

マフラー及びジャンパーの着用
下駄ばき

備考

1. 制服、制帽、通学靴についての基準は一年生より適用するも上級生についてもなるべく早く

制帽：名古屋市内、尾張では着用する生徒は極めて少なく、今や着帽に関する通達は空文化している。三河方面についても、職業高校は名古屋市内とほとんど同じ状況である。進学校は50%程度でやや多いが、次第に無帽化する傾向にある。ただ各校とも修学旅行とか改まった時には、全員が着用する。

制服：名古屋市内及びその周辺校、特に進学校において自由化運動が盛り上りを見せているが、学校間により、内容にかなりの差がある。

2) 愛知県教育委員会の県立高校生の服装に対する指導方針について

愛知県教育委員会では昭和28年に通達の形で、高校生服装についての基準を示し、その基準に基づいて各学校それぞれ制服を定め、指導を徹底するようにとの方針をうち出した。その後、昭和43年になって、各校の情勢の変化を考慮して、一部改正した形で再び通達を出し現在に至っている。そして、現在(46年度)は、さらに大きな情勢の変化に当面して、現行の通達の扱い方をどうするかということが問題になっているようである。以下、通達の内容と経過について述べることとする。

適用するようにされたい。
2. 定時制課程の生徒についてもなるべくこの基

準にもとづくように取扱われたい。

(資料2)

高等学校生徒の服装の指導について

(昭和43・7・4付43教学号外)

高等学校生徒の服装については、別記昭和28年3月12日付教学第87号により指導を頂いておりましたが、最近一部の学校からこの指導について質問がありましたので、下記事項を確認の上、適切な指導を行なってください。

記

1. 前文について

- (1) 「外出の場合においてもこれが着用及び禁止事項の励行」について、この場合の「外出」とは、いわゆる「よそいき」を意味し、家の周辺における買物、散歩までは含まない。

- (2) 各学校における「一定の服装」とは、制服・制帽の着用を意味し、男子の場合の無帽は認められない。

2. 基準について

- (1) 「服地」については、実情に添わないので、サージ、木綿以外でもよい。
- (2) 「開襟シャツ」については、えりの形は問わない。
- (3) 女子の「冬服」については、セーラー型またはジャンパースカートのほかにスーツでもよい。

(資料1)において制服制帽を制定することの理由を前文からまとめると、①「高校生としての品位を保つ」、②「経済的にして簡素な服装が学校生活を明朗にする」、③「学校に対する愛着と誇りを持たせる」④「生徒指導上は勿論よき校風の樹立の上にも寄与する」ということになる。昭和28年にこの通達の出されたこと背景には、戦後の一見、自由放任の結果乱れているかにみえる生徒指導の状態を脱し、一定の秩序に従ってきびしく統制すべきだという意図や希望が県教委は勿論、各現場の教師、生徒の父兄、また世俗一般に強かったのであろうかと推測される。

その後、各校においてそれぞれ服装規定が設けられ生徒指導の重点は、いかにしてその規定を徹底的に守らせるかということにおかれるようになる。外形が内面を規定するという考え方に立つ指導である。しかしやがて、昭和35年前後から男子の頭髪自由化がすすみ、それと同時に無帽化の傾向がすすみはじめる。また、服・靴の材質、形、色などさまざまな商品が出まわらるようになり、通達の方針通りにはいかない点が出てくる。校外における服装の指導も現実には徹底できない。さらに、大学区別による学校格差が各校生徒の意識に反映し、「学校に対する愛着と誇り」をもたせえない状態が生じてくる。したがって生徒が「各学校に適した一定の服装」に抵抗を感じ校章をかくしたり、無帽で登下校する状況が生じた。あるいは、冬の防寒コートも各校で規定のものを許可するようになった。

以上のような状況の推移に対応して、出されたのが

昭和43年の通達(資料2)である。昭和46年度現在も一応この通達に従って指導が行なわれていることになっている。現実的な問題としては、昭和44年以後、これは東京をはじめとして全国的な傾向であるが、愛知県においても、高校生の服装自由化の運動が進みはじめ、各校において、生徒の自由化と要求と、通達との板ばさみの状況が生まれる。事実上、通達は、男子制帽についてはすでに空文化しつつあるといえよう。

規定がありながら、その規定が守られない状態を黙認ないしは放任しておくことは教育上大きな問題であり、校長会、デーン協議会などから通達改正の要望が出され、県教委としても目下、通達の扱いについては慎重に検討中で、昭和46年度末までには新たな方針が出される見込みである。

おそらく、男子の帽子については各校の自主的判断に任せ、服装については現行の通達を踏襲しながら、今後の状況に応じて検討をつづけるという形をとることになる。理論的にいえば、服装全般について、各校それぞれの実情に応じた自主的判断と指導に任せるのが本来のあり方と思われるが、実際問題としては、そこまで行くのはまだ時期尚早でかえって現実的でないという声が現場の各校においても強いようである。しかし、今後も通達の権威に依拠して生徒を指導しようとする限り、この問題は真の解決を得られないといわれてよいであろう。

次に、46年10月に、県立高校長会の意見としてまとめられ資料があるので、参考としてあげておきたい。

(資料3)

高校生の制服・制帽問題について

1. 制服・制帽問題に関する情勢分析

(1) 制服の廃止を要求しているのはごく一部の生徒でこれが生徒多数の欲求を代表していると考えるのは全く誤りであろう。制服廃止要求の動きの底流には次の諸要因が混在していると思われる。

ア 「自分の服装は自分で選択したい」という自己主張

イ 拘束、制限を排して自由を獲得したいという衝動——これには制服の意義に対する懐疑が底流となっていよう。

ウ 反対制運動の一環としての策動

(2) 帽子の廃止を要求し、またはこれに消極的にしる賛意を表する生徒の層は広範で、これは、帽子を着用しないのが一般であるという社会習慣の反映でもあるだけに、ある程度の妥当性を持っている。

(3) 帽子の自由化は制服の自由化につながる論理的必然性をひめていると思われるが、帽子と制服についての社会通念または社会的事実には多少の差があると思われる。したがって現状においては、帽子の自由化が直ちに制服の自由化要求を連鎖反動的に誘発するとは考えにくい。

2. 高校生の望装については、当面、基本的にはどう考えるべきか

(1) 服装一般は、前述のとおり、社会慣習として行なわれ、社会通念、それを支えるものであることをその本質とし、それ以上のものでもなければ、またそれ以下のものでもない。したがって高校生の服装についても、冷静に合理的なあるべき姿を求めるべきで、これに必要以上の精神主義的な意義を要求主張することは無理というべきであろう。

(2) 現状においては、次のような教育的諸観点から、男女ともに制服を定めることは必要である。

ア 簡素端正な一定の服装の制限は、自由放埒な世俗の風潮習慣に対し、生徒に望ましい規範意識を呼び起こすことに役立つ。

イ 一定のまたは大差のない服装は、家庭の経済的な差異を学校に持ちこませない社会政

策的な意味をもつことになる。

ウ 特定の服装は、服装のまちまちな場合にはありがちな相互比較または競争意識のわずらわしさから生徒を解放し、生徒に精神的、心理的な安定をもたらすことになる。

エ 特定の服装が、生徒の学校の帰属意識および生徒相互間の連帯意識を育てることに役立つ。

オ 高校生という社会的地位を象徴する一定な服装は、生徒に対してはある一定の心理的精神的な拘束、制限を課することになり、したがってある種の自覚を促すものともなり得よう。

(3) 男子帽子着用の自由化は、学校によってはやむを得ないものとする。

3. 当面とるべき藤置をどうするか

(1) 男子の制服については、現状のとおりでよい。

㊦ 新しい型（たとえば開襟、ネクタイ着用等）を考えてみても、感覚的に受け容れられにくいのではなからうか。

(2) 女子の制服については現状の三つの型の取扱いでよい。

(3) 男子女子の帽子は学校の取扱いにまかせる。

㊦ 着用する場合は学校で定めたものとする。

(4) 制服は学校生活、学校行事、その他特に学校が指定する場合は着用させる。

上記以外の私的生活の場においては自由とする。

(5) 靴、防寒用具、リボン等については、現行どおり各学校の取扱いにまかせる。

(6) 定時制、通信制および特殊学校の専攻科等の生徒については、境遇または年令等を考慮して特別な取扱いをしてもよい。

4. 生徒指導上の留意すべき事項

(1) 服装指導は生徒指導の基本にかかわるものであるとの認識を深める事が大切である。

(2) 指導にあたっては全教師が終始一貫同じ姿勢で当ることが必要である。

(3) 父兄に学校の指導方針を徹底し、その協力を求める。

〔Ⅳ〕他府県の状況—東京都の状況を中心にして—

他府県の状況の1つのサンプルとして、東京都内のようすについて若干調べてみた。東京都を例に選んだのは、首都であるという理由もさることながら、京都等と並んで、こういう生徒指導の面におけるいわゆる「先進地域」であり、本校あるいは愛知県の将来を展望する際において、大いに参考になるのではないかと考えたからである。

1) 全体的状況

はっきりした数的な資料は、教委でも教組でも作られていないが、全都的に見てみると、先ず定時制高校においては、制服を制定しているところは殆どない。反対に制服を残しているところが比較的多いのは、長い伝統を持つ女子高、工業高校などで、普通科の学校は非常に少ないと言える。

こうした状況は東京固有の風土が作り出したものと言えるが、更にもう1つの大きなモメントとして、44年秋に吹き荒れたいわゆる「高校紛争」が考えられる。この紛争は制服問題が中心問題になったものではないが、その過程で、掲示・印刷物の自由化（検閲廃止）カリキュラム作成への生徒参加等の問題が真剣に討議される中で、制服が残っていた学校では、ある意味で「自然に」廃止されていったようである。なお、その当時においても、また現在制服問題が討議されている学校（例えば下町のS高校）においても、教委の指導介入等は殆どなく、各学校の自主的な判断に委されているようである。そして、生徒指導主任会議等においても、「制服を許さない」というようなことでなく、「時代のすう勢をできるだけ遅らせる」というような方向のようである。

2) 個別的状況

次に個別的な例として、最近制服が廃止された（あるいは廃止されつつある）私立学校2校について、少し詳しくそのようすを見てみることにしたい。

(イ) T高校

この学校は都下の郊外にキャンパスを持つ男子ばかりの高校である。46年10月1日現在の生徒数は1年生7学級350名、2年生8学級430名、3年生7学級383名、計1163名で、卒業生は100%が進学希望で、46年を例にとると東大21名、一橋大18名、他国公立大学へ117名、早大106名、慶大101名、他私立大へ884名合格という状況であり、学校の教育方針の如何に拘らずいわず進学エリート校である。

この学校は最近制服を廃止したということで、近くにあるまだ制服を残している学校からの「T高校は困ったことをしてくれた」などの声もあるようであるが厳密に言えば廃止はしていないのである。即ち「ルー

ルは撤廃はしないが、強制はしない」ということなのである。そして現状は、1年生は殆ど全員、2年生が約半分、3年生が約 $\frac{1}{3}$ くらい制服を着用している。家には全員持っており、修学旅行、卒業式の時にはほとんど制服でそろそろである。（そういう時も「なるべく制服で」という指導はしているが強制はしていない。）そういうことになった経緯を見てみると、3、4年前からHRにおける討議を積上げ、生徒会を通じて学校に対して生徒の要望が出され、学校としては学校の教育方針（自主・民主・自由）を考え合わせてそれを認めて行ったということである。

T高校において見逃すことのできないのは、44年来の「学園紛争」である。それは45年7月の職員室封鎖機動隊動入というかなり激しいものであり、その経験を経ることによって、教師の考え方も、制服に関して言えば、「制服を強制することによって勉学が左右されてはいけない」というふうに切り替って来たようである。紛争の中で「制服廃止」が要求されたのではなく、一応別の問題ではあったが、そういう意味で全く関係なしとは言えぬ。

父兄の意見は現在の行き方に対してだいたい賛否二分の状態であり、卒業生は一般に「着せるべきだ」という厳しい見方をしているようである。それは、この学校が、昭和15年に、軍人軍属の子弟教育を目的とする財団法人として出発したという、創立事情にもよるのかもしれない。

(ロ) J学院

この学校は、都心にあり、100年余の伝統を持つ女子ばかりのミッションスクールである。

この学校は47年4月から制服の規定を廃止することを、46年6月1日付で保護者に通知（別掲資料参照）したが、その間の事情において特徴的なことは、終始学校側のペースでことが運ばれたということである。いわば学校の先取りの例と言えるが、その理由は「こういうことは本来学校で決めることだ」ということである。生徒のほうからの服装を自由に、という要求はなく、かえって、自由化に対して「どうして自分たちの意見を尋ねなかったか」という意見や、併設されている中学校の中には「私服反対」の声も無いではないということである。

さて、その理由であるが、その一つとしては、この学校は元来、一つの決まった制服を持っておらず、複数の制服（セーラー又は紺のセーター）であり、その細かい粋についても、厳しくなったり緩くなったりでいちいち判断するのが非常に煩わしく、また本質的なことでないので馬鹿らしいと思うようになってきたということである。さらにもう一つの理由は、服装というものは本来自由であるべきで、その選択は、個人及

び家庭に任せるべきであり、管理的な面で服装を考えたくない、という発想である。もっと言えば、日本における流行（あえて言えば教育も）はあまりに型にはめすぎ、画一主義、全体主義的ではないか、ということである。従って、それを廃止することによって、個性を養なうという教育的メリットもあるのではないかとということでもある。

そういうことで先々年度来、職員会議で討議が進められて来たのであるが、その過程で、教師の中に残っていた抵抗や懸念（「入学志願者数が減るのではないか」）などは、理由を失ない、克服されて来たのである。

以上2枚の状況について、筆者のコメントは殆ど混ぜずに報告して来たが、結論めかして言えば、安易に制服を廃止するのを是とするものではもちろんないが制服問題というものは、学校教育における、あるいは生徒指導における、最も基本的に重要な問題とは考えるべきではないのではないかとと思う。創立以来（私立W学園）、あるいは長い間（多数の都立高校）制服を持っていないところにも、それ故の若干の問題はあるようではあるが。

（付記）この項については、日教組高校部、東京都都育庁、都高教、民間教育研究所、東京T高校、J学院関促者等から有益な資料・御教示をいただきました。

（資料1）

J学院の服装規定廃止に係る保護者への通知

（資料2）

静岡県高教組の教育白書第2集(昭和45年度)より

Ⅵ 学校内規はどのようになっているか

（提供は日教組高校部）

1 「外観を主とする」高校生

（資料3）

高校生の服装について（昭和46年度高等学校生徒指導連絡協議会資料、愛知県教育委員会、昭和46年8月27日）より

（資料4）

京都から本校へ転校してきた女性の感想

私服から制服へ

京都では公立高校は私服と昔からなっており、中学生の憧れです。だから私は、ただあたりまえだと思っていました。しかし、私服は個性が強くて現われますが高校生らしさが失なわれ、服装が乱れ、清潔さが失なわれ、派手になって行くばかりです。また、一週間も同じものを着ていられないし、季節にもよって服装を変えなければならず、まったく服がたくさんいるのにこまりました中学生時代制服であっただけに高校へ入

学して、ぐっと服が増えたのに驚きました。

かといって制服が一概に良いというわけではありません。制服確かに高校生らしさを損わず、はたの人から見れば、一番よく似合うと見られています。しかし個人が全くといっていい程無視され、また自分自身でも自分を素直に出せないようです。それに、私たちの目から見ると体にあっていないせいか、やばったく見え、なんとなく時代遅れな感じを受けます。でも、高校生らしさが失なわれないのはよいことだと思います。私服だと、3年生など大学生と間違え程です。ひどいになると女子では化粧までするものもあらわれ、全く高校生であるという自覚を失っているようです。

このように、私服では個性がよく現われるという見かけだけの私服には、多くの欠点があります。

私は今、私服から制服になって思うのですが、「制服へ戻ってよかった。このまま私服でいたら、高校生らしさを失ない、平気でいたかもしれない。そして、それに甘じずて、学生の本分を忘れてしまったかもしれない。」と、しかし、今のままでの制服では、これから先続けてゆく場合、ますます、自由化へと叫ぶ生徒が増えるのではないかととも思います。

私は昨年9月に父の転勤に伴って京都からこちらへ越して来ました。その為今まで学校生活を私服で過ごしていたのが、まるで中学生に逆戻りしたように制服へと変わりました。しかし私自身今まで毎日の服装に頭をいため、ただでさえ朝ぎりぎりまで寝ているのでまさに戦争でした。ですから制服になったことではあった程です。

ところが、こちらでは、自由奔放なただ見かけだけの私服に憧れているのに驚き、反発を感じました。

（資料）1

（年月日一略）

保護者各位

（学校長名一略）

（校名）では、（一略一）年度から、制度としての服装規定を廃止する方針をきめました。いったい服装は個性をもって自分で選ぶとるものであり、機能に応じた使い方を工夫すべきすべきものであって、中学生・高校生にとっては、そのことが一つの教育であると考えます。それは、（校名）の教育方針として、自主性を育て個人の尊厳を重んずる教育を行なうにあたって、むしろこれまでの制服またはそれに準ずるものを規定で定めたことから一步前進することになります。

もちろん、これまで制服を定めたことが、まったくまちがったものであったとはいえません。制服は身を固めて意識的に誘惑から守るという効果もあったかも知れません。ある時期には、制服の方が経済的である

ということも事実だったでしょう。しかし、その場合にも実情に応じて、服装規定にはある幅をもたせて、画一化の弊を招かないようにしてきたはずでした。

ところで規定である以上、すべての生徒がこれを守らなければ意味がありません。實際上、規定から外れた服装をした生徒に最もよく気がつくのは、同じ仲間の生徒ですから、これを教師がとりあげて注意するよりも、生徒同士で戒めあう方がよいと考えてきました。

ここで、生徒の中で学校の意を受けた風紀委員がいて、服装規定の実行を監視する任務をもつようになると、これは教育的に問題であるということに私たちは気がつきました。最近のように、気のきいた衣料品が安く大量に出回るようになると、むしろその中から気に入ったものを選ぶことが便利でさえあります。学校で勉強するのにふさわしい服装は、固定したものと考える方がよいとおもいます。

あるいは、人によっては思いきって派手な服装をしてくることもあるかも知れません。そして、ある種の流行になるという心配もあります。しかし、そのような浮いた空気があるとするならば、すでに(校名)の教育に何か大きな欠陥があることを示すにすぎません。そのときは、服装よりも教育のありかたそのものを反省すべきであって、またそれに耐えられなくなって服装にうき身をやつす生徒の弱さは、別に解決すべきだとおもいます。

このことは、学校で共同生活をするときの約束事としての規則を一切廃止することではありません。例えば、JGのバッジは必ずつけること、上履と下履の区別をキチンとすることなどは、服装規定に関係なく守るべきことです。また爪を染めたり、パーマをかけたりのすることも中学生・高校生にとって必要でないこと

(資料) 3

1. 高校生の服装について

(1) 他府県の状況

45. 9. 25 岐阜県高校長協会調査の抜萃

項目 県名	生徒の服装は各学校できめるが					自由化傾向の感じ				備考
	よく守る	強制しない。何校位	守られていない	生徒の自由	その他	生徒は良識あり	困っている感じ	功罪相半ば	その他	
静岡		○ 3						○		
岐阜		○ 1						○		

だとおもいます。共同体の一員として、責任のある生活態度を守ることは、どのようなときでも大切だと思います。

以上のようなわけですから、来年の春までの間に教師も生徒もよい準備をして、新しい道を選ぶことにしたいと願っております。

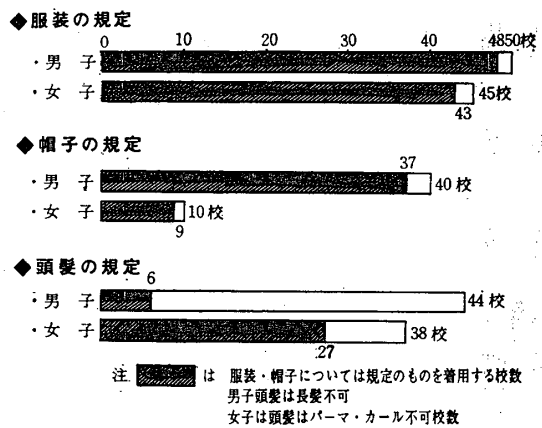
どうか、保護者各位にも私たちの真意をご理解の上ご協力いただきとうございます。

(資料) 2

静岡県高教組の白書第2集(昭和45年度)より

1. 「外観を主とする」高校生

現在の高校生はどのような心得で拘束されているでしょうか。以下のグラフはすべて生徒心得に明記されているものです。



定時制も同様な傾向ですが、制帽については57%が着用を規定しているにすぎません。

どのような人間に成長してほしいかという問題はさけても、生徒の外観については充分すぎる程明文化されています。のちに述べる改訂の動きは、この服装等についてのものが多い現状です。

制服・制帽規定の現状と問題点

三重			○ 2			○					
長野		○ 60	○ 20	○ 3	※				○		※制服自由化の問題が生徒会で持ち上がっている学校が非常に多く、各学校で自由にするという傾向がある。制服については少数であるが自由にしたところあり。
千葉		○ 10							○		
埼玉			○ 8 制帽	○ 4 31 ※							※自由化 制服制帽4. 制帽31 検討 制服制帽1. 制帽8
東京		○	○	○ ※		○					※制服自由は紛争校において増加、標準服を定めている学校が多数
神奈川			○ ※								※大多数は規定あるが制帽は自由、制服は守られている。
京都		○		○ 公立 全部 ※							※但し標準服をきめているところもある。
大阪											※服装自由の問題で検討中のもの教校
奈良					○ ※						※制服は守られているが、帽子は最近において、自由化した学校が多い
和歌山	○	○ 10	○ 10						○		
福岡		○ 10 ※	○ 大部分						○		※制帽のみ

調査結果について

- ① 制服・制帽とも自由に行っている学校は、長野の3校、埼玉の4校（制帽については31校）東京の1校（制帽については8校、服装自由は紛争校に増加の傾向）、栃木の1校、京都の公立全部、兵庫の2校（従来の制服・制帽を基準として）である。なお服装自由の問題で、検討中の学校が大阪の教校。
- ② 制帽については、廃止したり、事ある時にのみかぶるようにしていたり、実質的に守られていない学校など31都道府県（学校数には差はあるが）に及びよく守られていると答えられた11県を大きく上廻っている。
- ③ 上の傾向をどうみるかについては、生徒は良識をもっているので風紀など乱れた感じがしないと答えられたのは6県、生徒はのびのびとして好ましく感

じている県はなく、学校ではさまざまな問題が起こり困っているようであるが7県、功罪半ばして何とも言えないが12県。なお、服装問題を中心に、すべての校則、校則の廃止などに及ぶことが、心配される。といった注目すべき意見をいただいたことも付記したい。

- ④ 制服・制帽の制度などについての校長協会の方向であるが、問題になっていないので取り上げようとしていないのが13県、検討中とか、対策に努力中とかが25都道府県である。
- ⑤ 調査者にとって極めて目新しく感じた点は、状況によって感覚に非常に相違のあるところである。一般に、服装の自由の進んだ所では生徒は良識をもっている……。と答え、校長協会などでも、問題としていない。地方の県で悩んでいるといった感じがする。

〔Ⅳ〕米国の状況と日本の制度史にみる規定と問題点

1) 米国の高等学校における服装規定の 実例

多様な人種をかかえて個人主義の徹底したアメリカでは、制服という発想は生まれてこないが、生活指導の一環として生徒の服装を注意して見守り、それをよく話題にするという点では、むしろ日本以上である。ただ、服装の乱れを注意すると同時にセンスのいい服装には賛辞を惜しまないので、概して生徒はいつも服装に気を配り、自分の肌色とか体格によく合った服を着ているのには感心させられる。

筆者が訪れたMissouri州のPlattsburg High Schoolでは数年前にそれまでの古い規定を廃止し、生徒自身の手で次の様な服装規定をきめていた。

〈生徒協議会による服装規定〉

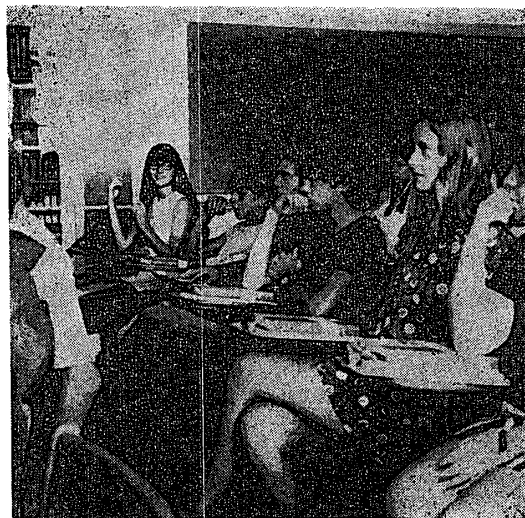
- 1 女子のスカートの長さは本人次第である。我々はただ諸君が趣味のいい服を着、上品に装い、かつ振舞うことを望むのみである。
- 2 スラックスは、きむすぎない限りはいてもよい。諸君はきむいということがどんなことか分っていると思うから正しい判断を期待する。
- 3 派手な色のジーパン、及びショートパンツは禁止する。
- 4 パンツスカートの類いは、ショートパンツに見えない限りはいてもよい。
- 5 男子のワイシャツの裾は、外に出して着るように作られているもの以外必ずズボンの中に押し込んでおかなければならない。
- 6 サンダルは着用してもよい。
- 7 男子は、足が清潔であれば靴下なしでもよい。
- 8 男女とも髪の長さは自由だが、櫛を入れて清潔にしておかなければならない。
- 9 口ひげ、あごひげ、及びすその広がった、あるいは先細のほおひげを生やすことは禁止する。もみあげは櫛を入れてさっぱりと手入れしておかねばならない。

我々がこの規定を守れば、これをそのまま続けることができるが、これを守らず、我々が選出した代表達、即ち生徒協議会によって与えられる処罰に従わない時は、おそらく教育委員会、及び教師がこの権利をとりあげ、我々は生徒便覧にあった古い規定にもどらねばならないであろう。

従って、諸君はあらゆる場面で協力してこの服装規

定にある規則を守ってもらいたい。

殆どの生徒がこの規定を忠実に守っていたが、時折胸をだらしなくはだけた男生徒などがいると、どの先生も厳しく注意してからこちらを向いて They behave as they look. (身なり通りの行動をするものなんですよ) と付け加えた。服装はその意味で生徒の性格と精神状態を把握する絶好の材料となっているのである。



米国ミズリー州プラッツバーグハイスクールでの授業風景

2) 制定期を中心にしたわが国の制服・制帽の問題点

現在、制帽・制服問題が、特に高等学校において、生活指導の問題、ひいては、高等学校の教育の問題とからんで主要なものの一つとなっているのは、以上にみた通りである。だが、このような事態にもかかわらず、制帽・制服の制度についての教育的な見地からする追究は、ほとんど皆無に等しい。

数少ない文献のうちの一つ、津留宏氏執筆による「制服 uniform (英)」(平凡社刊「教育学事典・3」)の記述を示し、考察の出発点としよう。

(1) 制服・制帽の功罪

この中で津留氏は、簡単に制服について触れた後、その長所、短所について次のようにのべている。

まず長所について

1) 集団への所属感を確かなものにし、われら意識をやしなうのに適する、2) 生徒は、制服にたいし、個人以上の誇りや責任をもち、これを尊重し、またこれを着たさいの行動をつつむ、3) すくなくとも、みかけ

のうえでは、生徒に平等感をあたえ、教師も差別意識なしに生徒に接しやすい、4)服装上むだな競争をはぶき、貧富や好みによるいちじるしい個人的な逸脱をふせぐことができる、5)一般的、統制的な指導を容易にする、6)制服は知識、経験の豊富な専門家に考察、作成させることにより、もっとも合理的、衛生的、経済的、美的なるものもちいることができる。

次に短所について

1)生徒や個人的差異が無視され、その自由な個性の伸長がさまたげられる、2)生徒は自己の好みを服装のうえにあらわすことができず、服飾感がそだたない、3)制服は、必要以上に多くもたないのがふつうだから案外、不潔になりやすい、4)制服の作成はある水準以下の父兄には、一時的にせよ経済的負担を感じさせるし、また、制服は在学中だけしか使えないというむだもある、5)制服は、集団意識を不当に強め無用な対立意識を生じさせることがある。

以上のようにその功罪論がのべられ、制服採否上考慮すべき事項として次のようにのべている。

具体的にある学校で制服を採用するかどうかは、その学校の教育理念と生徒の現実とをにらみあわせ、以上の長所、短所をじゅうぶん考えたうえ、きめられるべきであろう。一般的にいうと、高校以上の女子では、生徒としての良い服装が、みずからの好みと判断で誤りなくえらばれることが望ましい。

このように、功罪論、考慮点が並列的にのべられているが、現実的には、我国では、大学から幼稚園にいたるまで、ほとんどの学校が制服を採用しているのである。だとすれば、このような我国の状況は、考察に値する、単なる功罪論の検討だけでは、すまされない事情を持っていることになるからである。以下、このような問題意識に立って、特に、制服・制帽の制定期を中心にして、その我国での特性を考えてみたい。

(2) 制帽の制定

まず、制帽制定の由来からみてみよう。大学生を象徴する角帽が初めて定められたのは、明治17年10月のことである。その動機は、「学生の遊里の巷への出入を防ぐこと」にあり、東京大学では、この防止の為にいろいろの方策がはかられ、その一つとして、当初は有志の学生に、かぶるよう勧誘したものであった。その後17年に大学で制定、3年後の明治20年10月には、文部省によって、制服・制帽が制定されたのである。

このように、角帽の制定は、直接の目的は、学生の墮落防止にあったが、また、文部省によるその制定は後にものべるように、この時期、すなわち森有礼文相の時代の、いわゆる「教育の近代化」いいかえれば、自由民権運動後の教育の国家主義的、軍国主義的な方向への改革と、期を一にしており、その一環なのであ

った。

(3) 制服の制定

制服の採用は、明治18年、東京女子師範学校（お茶の水女子大学）の洋式制服の採用にはじまるといわれているが、文部省による正式制定は、前項の制帽とともに、森文相時代、師範学校の整備にはじまる。「抑々師範学校の生徒職員が洋服姿に制定されたのは19年で、此の頃の改正で師範学校の教育は、軍隊式となったのです」といわれているように、この制定は、毎週6時間の兵式体操、全寮制度等による軍隊式教育「国運発展の基礎」である師範教育のミリタリズム、ナショナリズムの方向への変革とともに、取入れられたものである。

(4) 私学の服装の動向

さて、私学では、どのような状態にあったのかを簡単にみてみよう。まず三田の慶応の学生は、粋な和服姿で商人風、町人風であり、福沢諭吉は、前垂をかけても平常着でよい。角帯でもよいといっていたという。また、平民主義にもとづいていた同志社においては、袴を着けたものは特権的な武士階級であったということから、和服をもちいながら袴をつけなかったという。また、早稲田では、もうすでに、どの学校も、詰り服、金ボタンという明治30年代にも、制服を夏そろえて持っているものはまれであり、和服にはかまが大部分であった。また、良妻賢母主義の思想にもとづき、質素な服装を強制されていた当時の女学校の中にあつて、生徒の独創性、表現力を養うことを教育目標とした日本女子大学校は、「生徒の審美眼を養うために制服を定めずに各人の独創的な自己の服装を考案させる」という進歩の方針をとっていた。以上の私学の動向は、先の東京大学、師範学校の状態と比較すると対称的であり、私学の独自性、在野性を保っていた点は、興味深いものがある。だが、このような積極的な面も後述する日本全体の教育の統制、画一化という政策の中で、少数の例外を除いて失われていってしまう。

(5) 徽章の制定

徽章は、制服・制帽の制定と平行して定められていたわけであるが、その性格も、制服・制帽の場合と大きなちがいはみられない。例えば、東京高等師範学校では、明治19年、「仏蘭式士官正帽形のものに、高師の二字を配したる十六弁菊花紋様の徽章を付して制帽を定めた」というように、徽章自体も、制定当初から国家主義的、軍国主義的な性格をもっている。また制帽のない女子の場合においては、徽章制定は、男子の制帽制定の直接の動機と同様、管理主義的なものにあつた。そのような例の一つとして東京女子師範があげられる。この学校の場合も、その図柄は、三種の神

器を象徴し、鏡の中に句玉を配した。というものであった。

(6) 制服・制帽の制定の性格と問題点

以上に明らかなように、我国の制服・制帽の誕生は明治22年の「御真影」といわれた明治天皇の写真の全国への配布、23年の教育勅語の発布、配布に象徴される18年の森有礼の文相就任以来の国家主義的教育の誕生とともに生まれたものであることが、第一に、はっきりと把握されるし、また、第二に、制帽・徽章の由来にみるように、極めて管理主義的な性格をもち、それ故に、我国の生活指導にいまだに根強い生活指導＝生徒の管理という思想に、出発点があること、第三に、これらの国家による正式制定が、第一の時期に相当するのと同時に、師範学校の例にもみられたように今の型の制帽、詰めえりの制服は、軍隊式のものその範型としており、教育上の合理性からけっして出発していないということ、また、第四に、徽章の図形にもみられるように、国家主義的な性格をもち、同時に統制的、画一的な性格をもっていたことが、確認される。

ここでは、制定期を見たので高等教育が中心となり全体の教育場面、学校への波及については、詳述できないが、中等教育さらに、それ以下の学校への普及、私学への波及は、容易に推察できる。

前述、津留氏は、この点について、「兵式体操を実施される必要」から中等学校へ波及していったと指摘しているが、教育の国家主義的、軍国主義的性格の強化とともに、また、もう一方では、日本の学校が、その主要な特質としてもった立身出世主義的性格の象徴すなわち、エリート意識を示すものとしても普及し、そのような中で、教育の統制、画一化の手段としても広まっていったと考えられる。

このようにみえてくると、我国に広くゆきわたっている制服・制帽は、本来の教育的見地からの検討の上に立って採用されたものではないという点、また、生活指導＝生徒の管理という発想に立ち、生徒の生活指導のあり方の検討の上でもないという点、そして、生徒の健康上の考慮から出発したものでもないこと、その上に、生徒の創造性、自主性どころか、その圧殺の過程、すなわち、教育の画一主義の強化の中でこそ広がったということは明らかであろう。

(7) 検討の方向

「教育の森」の著書、村松喬氏は、京都、鴨沂高校の自由の問題を論じるなかで、「今日の社会感覚からすると、現在の学生の制服は、多少の違和感を与えるという感じはないだろうか……いまの制服が、青春にふさわしいといえないことはたしかだろう」とのべているが、今の高等学校の現実には、まだまだ「違和感」

とは、むしろ逆であり、高校生が制服を着ていないところこそが、違和感を与えるのである。

この問題を考えることの内実は、実は、第一に、日本の教育の国家主義的性格、画一主義、第二に、軍国主義的性格の反省であり、また、第三に、日本の学校自体の性格（立身出世主義、エリート養成）の検討、第四に、生活指導の管理主義的性格、またそのような思想の検討であろう。

このようにまとめてみると、この問題は、学校自体の、教師集団自身の学校観、教育観、生活指導観とも深く結びついており、単なる「功罪論」の比較検討、生徒の動きによる日和見的な「解禁」では、真に解決できない面を多く含んでいる。そのような解決は、この問題の含んでいる真の教育的側面を見失うことになる。問題は、これを通して、私達教師が、どのような学校観、教育観、生徒観を作り出し、教育の場面に生かしていくかにあるからである。

(注1) 文中、特別に、書名、筆者名を記していない場合は、多くは、唐沢富太郎著「学生の歴史」、創文社、(1955年)によっている。

(注2) なお、制定期を中心にした為、その普及、変遷については不十分である。その点の不十分さは、次の機会に果したい。

おわりにあたって

最初にふれた私達の問題意識に出発した、この共同研究は、一年を経過した。45年度秋より我校をも巻き込んだいわゆる「学園紛争」は、今、本校でも、終息ともいふべき状況を迎えている。だが、私達は、このような状況をどう考えたらいいのであろうか。一面ではいわゆる「平穏な学園」は戻ったかもしれない。

だが一方では、私達教師に対して、「基本的な問いかけ」を発する生徒の活動も、少なくとも表面的には陰をひそめている。一部生徒の「学園封鎖」に対し、彼等にだけでなく、全校生徒に対しても本当に納得できる姿勢をもてなかった私達にとっては、その後の生活指導は当惑、混迷の連続であったといっている。

文中にもふれたように、一部の生徒は、そのような姿勢を「ありまい」路線と呼んだ。中教審答申の具体化の中で、私達も当然、日一日とはげしくなる校務に追われている。そのような中で書かれたこの共同研究は、私達にとって、当然、満足できるものではない。

だが、実際に、当面している問題を具体的に追究しその中に、本来の生活指導のあり方、そして、私達教師自身のあり方を求めようとした態度は、わかって頂けると思う。このささやかな共同研究が、本校での討論の素材であると同時に、同じような状況の中にある他校の先生方の討論の素材の一つにでもなってくれ

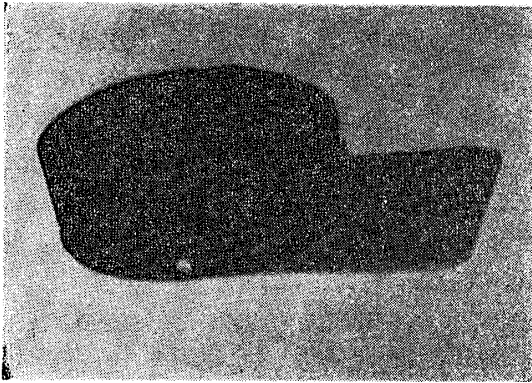
制服・制帽規定の現状と問題点

ば、それが、最大の成果である。生活指導の問題はまだ山積している。今後も具体的なテーマを通して追究をつづけるつもりである。それと同時に、この研究の過程で、反省として、教科の面でも、超教科の体制でこのような姿勢の共同研究をつみあげていく必要性が、指摘された。この方向での研究も、今、一步が

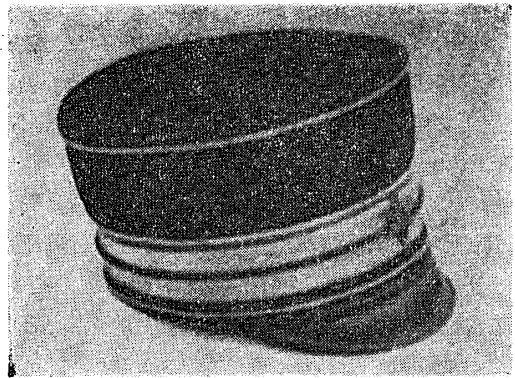
ふみだされつつある。

最後に、この研究をまとめる際に協力して頂いた方々に、心からお礼を申し上げます。なお、それ以外の方にも、この問題についての資料、見解、御感想などを、できる限り、私達に提供頂けるようお願いいたします。

高等学校制帽の変遷（脩猷館）



1. 明治18年 — 20年



2. 明治28年 — 31年

